

2018年度③

刑 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法③

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい（100点）

I 以下の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲（男性・35歳）は、A（女性・33歳）と10年前に結婚したが、3年前に長男B（当時5歳）が病死してから、次第に夫婦仲が悪くなってきた。甲は、毎日酒を飲むようになったが、酒癖が悪く、少量の酒でも粗暴になり、酔ってはAに暴力を振るようになった。某日夕食後、甲は、飲酒したのち、Aの頭部や背部を手拳で殴打し始めたが、そのうちに激高し、近くにあった陶製の花瓶（高さ30センチメートル）を振り上げてAの頭部を強打した。Aは、頭から血を流して床に倒れた。

甲は、気を失って倒れているAを見ているうちに、我に返って大変なことをしてしまったと後悔し、救急車を呼んだが、丁度出払っていてすぐには行けそうもないという返事だった。そこで受け入れてくれる病院を聞いたうえ、自分の車でAを連れて行くことにし、自車にAを運び込み助手席に乗せてシートベルトなどで固定し、10キロメートルほど離れたC病院に向かった。

ところが、自宅前の脇道から国道に出てしばらく行ったところで、突然、居眠り運転のため対向車線からはみ出してきたD運転のトラックが、甲の車の左前部に激突し、車が大破するとともに、Aは内臓破裂等で即死し、甲は加療3か月の重傷を負った。なお、解剖の結果、Aは、衝突した時点ですでに、頭部の傷のため、そのまま病院に運び込んだとしても助からない可能性が高い状態であった。

II 以下の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲が、路上を歩いていると、財布が落ちているのを見つけ、周りには誰もいなかったことからこれを自己のものとしようと、拾い上げて持ち去った。甲は財布から現金5万円を抜き取ったが、中に入っていたAの運転免許証の写真が自分によく似ていることを利用しようと思い運転免許証も持ち去った。甲はAの免許証を使ってカードローンを申し込もうと思い、消費者金融のX社Y支店の無人契約機に赴いた。甲はA

の住所及び氏名を書いた入会申込書と基本契約書を作成して、持っていたAの免許証とともに、スキャナ部分に置いてこれらを読み込ませた。Y支店の店員Zは送信されてきた運転免許証、入会申込書、基本契約書を基に審査を行ったところ信用情報に問題がなかったことからカードの発行を決定した。甲は無入会契約機から発行されたカードを受け取り、そのカードを持って隣にあったX社のATMへ行き、現金5万円を引き出した。